

市・県民税、所得税の申告受け付けが始まります

申告期間

2月16日(月)から3月16日(月)まで(土・日曜日を除く)

提出場所

匝瑳市役所税務課、野栄福祉センター(野栄福祉センターは申告期間中のみ)相談会場

市民ふれあいセンター2階第3会議室、野栄福祉センター1階会議室(どちらの会場でも相談できます)

日曜申告相談日

2月22日と3月1日の9時～11時、13時～16時までです。会場は市民ふれあいセンターのみで、野栄福祉センターでは行いません。

申告に関する問い合わせ

・所得税、消費税の確定申告については：銚子税務署 ☎ 0479・22・1571
 ・市・県民税の申告については：税務課市民税班 ☎ 0087
 ・市ホームページアドレス

<http://www.city.sosa.lg.jp/>

市・県民税の申告

申告が必要な方

次の要件に当てはまる方は、市・県民税の申告が必要です。また、昨年、市・県民税の申告をされた方には1月下旬に市・県民税申告書を郵送しました。なお、それ以外の方で市・県民税申告書が必要な方は税務課までご連絡ください。平成21年1月1日現在、匝瑳市の住民で、平成20年中に所得のあった方

給与と所得者の場合は通常、申告する必要はありませんが、次に当てはまる方は申告が必要です。

勤務先から匝瑳市へ給与と支払報告書が提出されていない方
 給与と所得のほかに、事業所得など給与と所得以外の所得があった方
 無収入だった方でも申告をお願いします。

平成20年中に老齢や無職等

により所得が無かった方、扶養されていた方、18歳以上の学生の方などは市・県民税申告書の裏面にその旨を記載の上、提出をお願いします(国民健康保険税の軽減適用や非課税証明書などの発行の基礎資料になりますので、忘れずに申告してください)。

給与と所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です。

申告をしなくてもよい方

給与と所得だけの方で、勤務先から給与と支払報告書が匝瑳市へ提出されている方
 平成20年分所得税の確定申告書を提出した方、または提出する方

所得税の確定申告

確定申告が必要な方

事業所得や不動産所得等があり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方
 給与収入額が2千万円を超える方、または給与を2か所以上から受けている方

給与と所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

土地や建物などを売った譲渡所得がある方

還付申告をされる方

給与と所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には2月16日以前でも提出できます。

電子申告をされる方は国税庁ホームページの「所得税の確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告することができます。ただし、電子申告には、電子署名や電子証明書が必要になります。国税庁のホームページアドレスは、<http://www.nta.go.jp> また、郵送による提出もできます。記入の済んだ確定申告書は「提出用」と添付書類を確認して銚子税務署へ郵送してください。

なお、申告したことを証する「控え」が必要な方は次のものを同封してください(後日税務署から收受印が押された「控え」が返送されます)。
 申告書「提出用」 申告書「控え」 切手を張った返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入したもの)を同封してください。

郵送先

〒288-8666 銚子市栄町2-1-1 銚子税務署 ☎ 0479・22・1571

来署による受付・相談会場

銚子市西芝町475-1 銚子読売ビル2階(JR銚子駅から徒歩3分)

申告相談時のお願い

申告書は、ご自分で正しく作成していただき、「自書申告」で、早めの提出をお願いします。相談会場にて申告書作成のアドバイスをいたしますので、相談を希望される方は次の書類などを持ってお越しください。混雑時は早めに受け付けを終了する場合があります。ご了承ください。

印鑑

平成20年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など) 事業所得や不動産所得などがある方は、売上、仕入、経費などを集計した帳簿など

国民健康保険税、介護保険料、医療費を控除する場合は領収書

生命保険料控除、地震保険料控除は「控除証明書」

国民年金保険料を控除する場合は、保険料を支払ったことを証明する書類が必要です。

市・県民税住宅借入金等 特別税額控除の申告

所得税の住宅借入金等特別控除適用がある方(平成11年から18年までに入居開始した方)を対象に、平成19年度税源移譲に伴う税率改正により、所得税が減少し、控除しきれなくなった住宅借入金等特別控除額を、所定の「市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に記載し、3月16日までに提出していただくことにより、市・県民税が減税

される措置が継続されます。確定申告をする方は、税務署または市役所税務課にある控除申告書に記入して提出してください。年末調整のみで確定申告をしない方は、源泉徴収票を持参して市役所税務課へ申告してください。

なお、対象となるのは、源泉徴収額が0円で、源泉徴収票の摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」に記載されている金額が、「住宅借入金等特別控除額」欄の金額よりも大きい場合のみです。

消費税の申告 (個人事業者)

平成18年分(基準期間)の課税売上高が1千万円を超えた方は、平成20年分の「課税事業者」となります。

また、この基準期間の課税売上高が5千万円以下の方で、平成20年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を銚子税務署に提出された方は「簡易課税制度」による、みなし仕入れ率の適用で申告することができます。なお、「消費税簡易課税制

度選択届出書」を提出していない方は、「一般課税(本則課税)」での申告となりますので銚子税務署にご相談ください。

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で、消費税の申告書を作成することができます。アドレスは、<http://www.nta.go.jp>

消費税の申告と納税は、3月31日(火)までです。消費税の納税も便利な「口座振替」をご利用ください(所得税とは別に申し込みが必要です)。

申告書作成相談会等日程表

各種相談	日程	時間	会場	対象
申告書作成相談会	2月6日(金)	9:30~12:00 13:00~15:30	ふれあいセンター 2階 会議室	所得税・事業税・住民税申告(譲渡所得者は除く)
税務署員の出張相談	2月17日(火) 2月19日(木)	9:30~12:00 13:00~15:30	野栄福祉センター 1階 会議室	譲渡所得のある方は、銚子税務署へ直接ご相談ください。
	2月24日(火) 2月26日(木)	9:30~12:00 13:00~15:30	ふれあいセンター 2階 第3会議室	
税理士による無料相談会	2月23日(月)	9:30~12:00 13:00~16:00	ふれあいセンター 2階 第3会議室	所得が300万円以下の事業者が対象(医師、弁護士、譲渡所得者は除く)
	3月2日(月)			
	3月3日(火)			
	3月4日(水)			
申告相談・受付	2月16日(月) 3月16日(月)	9:30~12:00 13:00~16:00	相談は、 ・ふれあいセンター ・野栄福祉センター 提出のみは、 ・税務課窓口 ・野栄福祉センター	譲渡所得者、消費税申告は除く(野栄福祉センターでは行いません)
	(土・日を除く)			
日曜申告相談・受付	2月22日(日) 3月1日(日)	9:00~11:00 13:00~16:00	ふれあいセンター 2階 第3会議室	譲渡所得者、消費税申告は除く(野栄福祉センターでは行いません)

混雑時(特に午前中)は相談の受け付けを早目に切り上げる場合があります。

建物を取り壊したときには

登記または届け出を

平成20年中に建物の取り壊しをされた方で、滅失登記をされていない方は、市役所税務課までご連絡ください。

届け出がなく、滅失の確認

ができないままですと、適正な課税の妨げとなる場合がありますので、ご協力ください。

問 税務課資産税班

☎ 73・0087

届け出は4月1日までに

原付バイクや軽自動車の 廃車・名義変更

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、5月中旬に納付書を郵送します。年度途中に廃車などの手続きをしても年税額がかかります。

廃車などの手続きが必要な方は、4月1日(水)までに届け出をしてください。

なお、盗難に遭った場合、警察へ盗難届を出した時点で自動的に廃車にはなりません。盗難届を出した警察署名、届出年月日、受理番号を控えた上で、廃車の届け出をしてください。

廃車・名義変更・住所変更等の届け出先

1 2 5 c c 以下のバイク、小型特殊自動車
市役所税務課 ☎ 73・0087
野栄総合支所市民室 ☎ 67・3111

1 2 5 c c 超のバイク
関東運輸局千葉運輸支局
☎ 043・242・7336

三輪または四輪の軽自動車
軽自動車検査協会千葉事務所
☎ 043・245・0163